

鹿児島市小規模保育事業認可・確認等要綱

(目的)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の15第2項の規定に基づく小規模保育事業（鹿児島市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年条例第50号。以下「認可基準条例」という。）第28条に規定する小規模保育事業A型に限る。以下同じ。）の開始の認可（以下「認可」という。）及び認可内容の変更等並びに子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第43条第1項の規定に基づく確認及び確認内容の変更等について、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）、認可基準条例及び鹿児島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成26年条例第51号。以下「確認基準条例」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることにより、適正な認可等を行うことを目的とする。

(実施主体)

第2条 小規模保育事業の実施主体（以下「事業者」という。）は、社会福祉法人など法人とする。

(定員)

第3条 小規模保育事業の認可定員及び利用定員は10人以上19人以下とする。

- 2 利用定員は、原則として認可定員と同数で定めるものとする。ただし、利用状況等により、市長が必要と認める場合は、この限りでない。
- 3 各年齢の利用定員は、1つ下の年齢の利用定員以上の数とするものとする。
- 4 利用定員を減少するときは、原則として過年度における小規模保育事業を行う事業所（以下「事業所」という。）の利用状況や保留児童数、区域の受け入れ体制の状況等を考慮して定員を定めるものとする。
- 5 事業所は、認可定員の範囲内で受け入れることを基本とする。ただし、認可基準条例及びこの要綱に定める面積及び職員配置基準を下回らない範囲内で、認可定員を超えて保育を実施することができる。

(連携施設)

第4条 認可基準条例第7条第1項に規定する連携施設の所在地は、事業所と同一の区域（子ども・子育て支援法第61条の規定により本市が定める教育・保育提供区域をいう。以下同じ。）又は隣接する区域内とする。

- 2 連携施設は、認可基準条例第7条第1項第3号の規定により児童を当該施設の2号利用定員（子ども・子育て支援法第19条第2号に規定する小学校就学前子どもの区分に係る利用定員をいう。）により受け入れることができるよう必要数を確保し、第10条の規定を準用して教育又は保育を提供するものとする。
- 3 事業者は、認可基準条例第7条に基づき連携施設を確保するに当たり、連携施設を運営す

る者との間で、連携項目の内容について、その具体的な内容や方法、費用等を協議し、協定書を取り交わすこととする。ただし、事業者と同一の設置者が運営する施設を連携施設とする場合にあっては、法人の意思決定機関において、連携協力の内容に係る事項を協議及び決定した内容を記録した議事録等を保存することとする。

4 連携施設は必ずしも1施設に限定する必要はなく、複数の施設を設定すること又は当該連携施設が複数の小規模保育事業者の連携施設となることも可能とし、いずれかの連携施設が認可基準条例第7条第1項各号に定める連携項目の一部しか協力できない場合であっても、複数の連携施設と連携することにより全ての項目を満たすことができる場合に限り、連携施設を確保できたものとみなすものとする。

5 事業者は、連携施設との連携時に事故が発生した場合は、確認基準条例第51条において準用する同条例第33条に基づき、必要な措置を講じるとともに、賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行うものとする。

6 事業者が負担すべき連携に要する費用の額は、第3項に規定する連携施設を運営する者との協議において決定するものとし、支援の内容1回当たり、児童1人当たり等の単価を設定することも可能とする。

7 連携施設との連携は、前項までに規定するもののほか、「鹿児島市小規模保育事業（小規模保育事業A型）の連携施設確保に関する基本的考え方」（令和7年3月24日策定）に基づき行うものとする。

（建物の構造）

第5条 認可基準条例第6条第6項を満たす事業所の建物の構造設備は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく検査済証の交付を受けている建物であること又は検査済証が交付されていない場合で、一級建築士による調査等により建物の法適合が確認でき、検査済証の交付を受けている場合と同等の取扱いができることが保障されていること。

(2) 昭和56年6月1日以降に建築確認が完了していること又は同年5月31日以前に建築確認が完了したもので耐震診断を実施し耐震性が十分であることが確認されていること若しくは耐震補強を行っていること。

（設備基準）

第6条 事業所の設備は、認可基準条例、建築基準法、消防法（昭和23年法律第186号）その他関係法令及び関係通知に適合しているほか、次の基準による設備を有するものとする。

区分	基準
調理設備	給食が必要な児童の定員に見合う面積及び設備を確保すること。連携施設等から搬入する場合は、加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えること。

便所	それぞれ階数の定員に見合う面積及び設備を確保すること。
屋外遊技場	児童が実際に遊戯できる面積として確保すること。

2 乳児室、ほふく室、保育室及び遊戯室の面積は有効面積（内法面積から造付け・固定造作物等を除いた面積）で算出し、その他の面積は壁芯面積で算出するものとする。

3 前2項に定めるもののほか、事業所の設備は「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正の取扱いについて」（平成26年9月5日雇児発0905第5号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）第2の基準を満たした設備とする。

（屋外遊戯場の基準）

第7条 屋外遊戯場は、事業所と同一の敷地内に設け、当該事業所の専有とする。ただし、敷地内での確保が困難な場合であって、次の基準を満たす場合は、代替地を屋外遊戯場としてみなすことができる。

- (1) 公園、広場、寺社境内等でその所有権等を有する者が地方公共団体、公共的団体のほか、地域の実情に応じて信用力の高い主体であり、事業所による安定的かつ継続的な使用が確保されると認められる主体であること。
- (2) 認可基準条例第29条第5号に定める基準面積以上の広さであること。
- (3) 代替地での屋外活動及び移動に当たっての安全が確保されていること。
- (4) 代替地までの移動距離がおおむね600メートル以内であること。

（職員配置基準等）

第8条 事業所に置く職員は、次の各号によるものとする。

- (1) 認可基準条例第30条第1項に規定する者のほか、施設長（常時事業所の運営管理業務に専従し、「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」（令和6年3月29日こ成保192・5文科初第2588号こども家庭庁成育局長、文部科学省初等中等教育局長通知）に定める管理者の要件を満たす者をいう。）を置くものとする。

- (2) 保育に直接従事する保育士のは、以下の配置基準を満たすものとする。

ア 保育士配置基準

認可基準条例第30条第2項の規定を満たすこととする。

イ 保育士配置数の算出方法

現に登園している乳児及び幼児を認可基準条例第30条第2項各号に規定する区分（当該区分における乳児及び幼児の年齢は、満年齢で算出する。）に従って、保育士1人当たりの保育できる児童数で除し、小数点第1位（小数点第2位以下切り捨て。）まで求め、各々を合計し、小数点第1位を四捨五入した数に1を加えた数以上とする。ただし、保育を提供する各組又は各グループにおける保育士のは、当該各組又は各グループにおいて四捨五入した数以上とし、四捨五入の結果1人未満となる場合は1人以上とする。

(障害児保育)

第9条 「保育所等における障害のあるこどもの受入れについて」(令和6年12月5日こども家庭庁成育局保育政策課事務連絡)に基づき、障害児の受入れに当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)を踏まえ、正当な理由なく、障害を理由として、保育の提供を拒否する又は提供に当たって場所、時間帯などを制限することや、保育標準時間の取扱いに差異を設けることなどの不当な差別的取扱いを行わないこととする。

- 2 日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童(以下「医療的ケア児」という。)の受入れに当たっては、「鹿児島市保育所等における医療的ケア児受入れに係るガイドライン」(令和5年7月策定)に基づき医療的ケアの実施に必要な人員配置や施設設備の環境など受入れ体制を整え、医療的ケア児の発達・発育状況に応じた保育を提供することとする。

(保育時間・休園日)

第10条 事業所は、保育標準時間認定の児童の最大で利用可能な時間帯としての保育時間(11時間)と、保育短時間認定の児童の最大で利用可能な時間帯としての保育時間(8時間)を確保することに加え、延長保育を1時間以上実施するものとする。

- 2 休園日は、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第2条及び第3条に規定する休日並びに12月29日から1月3日までの期間とする。ただし、当該休園日に保育を実施する事業者にあつてはこの限りでない。
- 3 土曜日(前項の休園日に該当する場合を除く。)は、1人でも利用希望がある場合には、開所するものとする。ただし、1人も利用希望がない場合は、この限りでない。
- 4 前項の規定により土曜日に開所する場合にあつては、「利用児童の土曜日の保育の実施について(周知)」(令和5年11月15日保幼第760号)に基づき、利用の有無を事前に確認し、又は必要な範囲での利用を利用者に依頼する等、利用者と適宜十分な連絡調整を行った上で保育を実施することとする。
- 5 前2項の規定は、延長保育について準用する。

(健康診断等)

第11条 事業者は、児童の心身の状態に応じて保育するために、児童の健康状態並びに発育及び発達状態について、定期的・継続的に把握するものとし、必要に応じて随時、把握するものとする。

- 2 認可基準条例第18条第1項に規定する事業者が児童に対して行う健康診断は、別に定めるもののほか次のとおり行うこととする。
 - (1) 利用開始時の健康診断 利用開始前に行うものとし、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第11条及び学校保健安全法施行規則(昭和33年文部省令第18号)第3条に定める方法で行うものとする。

(2) 定期の健康診断 1回目を6月30日までにを行うものとし（利用開始時の健康診断を3か月以内に実施し、定期の健康診断に置き換える場合を除く。）、2回目をそのおおむね6か月の後に行うものとする。ただし、疾病その他やむを得ない事由によって当該期間に健康診断を受けることのできなかった者に対しては、その事由のなくなった後速やかに健康診断を行うものとする。

(3) 臨時の健康診断 学校保健安全法施行規則第10条に基づき行うものとする。

3 施設長は、次の各号に該当する場合は、市に迅速に人数、症状、対応状況等を報告し、指示を求めるなどの措置を講ずることとする。

(1) 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合

(2) 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、通常の発生動向を上回る感染症又は食中毒の発生が疑われた場合

4 事業所職員が児童に薬を与える場合は、保育所保育指針（平成29年3月31日厚生労働省告示第117号）に則り医師の指示に基づいた薬に限定し、保護者に医師名、薬の種類、服用方法等を具体的に記載した与薬依頼票を持参させるとともに、アレルギー疾患を有する児童への対応を行う場合は「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン（2019年改訂版）」を基本とし、必要な措置を講ずるものとする。

5 事業所内での乳幼児突然死症候群の予防のため、児童の睡眠中は、職員が必ず在室するようにし、児童は仰向けに寝かせ、呼吸状態を定期的にチェックする等、必要な措置を講ずるものとする。

（給食等）

第12条 事業所を利用している児童に給食を提供するときは、認可基準条例第16条第1項の規定に基づき、自園調理によるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、認可基準条例第17条第1項に定める要件を満たす場合は、同条第2項第1号又は第2号に規定する搬入施設において調理し事業所に搬入する方法によることができる。

3 給食は、原則として職員が調理し提供するものとする。ただし、「保育所における調理業務の委託について」（平成10年2月18日児発第86号）に定める要件に適合する場合は調理業務を委託することができる。

4 事業所を利用している児童に給食及び間食（以下「給食等」という。）を提供するときは、認可基準条例第16条第2項に定めるところにより、その児童の発育状況、アレルギー、健康状況等を考慮するものとする。

5 給食等の提供に当たっては、事前に職員が検食を実施するものとする。

(安全の確保)

第13条 事業者は、認可基準条例第8条及び第8条の2に規定するもののほか、施設設備面における安全確保や不審者情報がある場合の連絡体制等、必要な対策を講ずるものとする。

(虐待等の防止)

第14条 事業者は、利用している児童に、虐待が疑われ、又は、認められる場合は、速やかに鹿児島市こども家庭支援センター、鹿児島県中央児童相談所等の関係機関に連絡又は通告するとともに、その指示に従って、必要な対応を行うものとする。

(保護者との連絡)

第15条 認可基準条例第31条において準用する同条例第27条に規定する保護者との連絡は、登降園時の確認報告のほか、連絡ツール等の活用、保育参観、個人面談等を通じて行うものとする。

(苦情への対応等)

第16条 事業者は、認可基準条例第22条第1項及び確認基準条例第51条において準用する同条例第31条第1項に規定する窓口の設置その他の必要な措置として、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員（次項において「苦情解決の体制」という。）を設置するものとする。

2 苦情解決の体制は、事業所内への掲示等により、利用者に周知するものとする。

(名称)

第17条 事業所の名称は、同一法人が運営する系列園などを除き、本市において既に認可された保育所、幼保連携型認定こども園、小規模保育事業等の名称又はこれと紛らわしい名称を用いないこととする。

(事業所の設置に関する公募)

第18条 市長は、地域における今後の保育需要見込みなどにより、設置運営事業者の公募を実施し、鹿児島市社会福祉法人設立認可及び社会福祉施設整備審査会での審査結果（次項において「審査結果」という。）を踏まえ、整備対象事業所を決定するものとする。

2 市長は、前項の公募に応募した者に対し、審査結果を通知するものとする。

(認可申請)

第19条 整備対象事業所として決定を受けた設置運営事業者は、児童福祉法施行規則第37条第2項に基づき、鹿児島市児童福祉法施行細則（平成8年規則第32号）に定める家庭的保育事業等開始認可申請書に必要な書類を添えて、市長に認可の申請をするものとする。

(認可)

第20条 市長は、前条の規定に基づき申請された小規模保育事業の認可に関して、その内容を審査するとともに、鹿児島市社会福祉審議会条例（平成12年条例第5号）第5条に基づく鹿児島市社会福祉審議会児童福祉専門分科会に意見を聴くものとする。

2 市長は審査の結果及び認可の可否を申請者に通知するものとする。

(内容変更の手続)

第21条 認可の内容の変更をしようとする者は、鹿児島市児童福祉法施行細則に定める家庭的保育事業等変更届に必要な書類を添えて、児童福祉法施行規則第36条の36第3項又は第4項に定める期限までに市長へ届け出るものとする。

2 前項の届出のうち、事前に届出が必要なものについては、原則、変更予定日の3か月前までに行うものとし、軽微な変更を除き、届出を行う前に、計画等の初期段階に相当期間の余裕を持って市長に相談をするものとする。

3 確認の内容の変更をしようとする者は、鹿児島市子ども・子育て支援法等施行細則（平成26年規則第97号）に定める特定教育・保育施設等変更届に必要な書類を添えて、子ども・子育て支援法第47条に定める期限までに市長へ届け出ることとする。

4 前項の届出を行う場合は、第2項の規定を準用する。

(廃止又は休止に関する協議)

第22条 小規模保育事業を廃止（保育所又は幼保連携型認定こども園に移行するものを除く。）又は休止をしようとする者は、廃止又は休止の予定日の1年半程度前までに市長へ協議するものとする。

(廃止又は休止の手続)

第23条 小規模保育事業を廃止又は休止しようとする者は、児童福祉法施行規則第36条の37第1項に基づき、前条に定める協議後、廃止又は休止の予定日の3か月前までに鹿児島市児童福祉法施行細則に定める児童福祉施設廃止（休止）承認申請書に必要な書類を添えて、市長に提出するものとする。

2 小規模保育事業を廃止又は休止しようとする者は、3か月以上の予告期間を設け、必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、他の特定教育・保育施設の設置者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

3 市長は、前項の申請を受けたときは、内容を審査のうえ、承認の可否について申請者に通知することとする。

(確認等の手続)

第24条 子ども・子育て支援法第43条第1項、第44条及び第47条の規定に基づく確認の申請及び確認内容の変更に関する手続は、鹿児島市子ども・子育て支援法等施行細則に定める様式により、認可等の手続とあわせて行うものとする。

(認可の条件)

第25条 市長は、社会福祉法人以外の法人に対して小規模保育事業の認可を行う場合は、次の各号に掲げる条件を付すこととする。

(1) 認可基準条例に定める基準及び小規模保育事業の健全な経営を維持するために、設置者に対して必要な報告を求めた場合、これに応じること。

(2) 確認基準条例第51条において準用する同条例第34条の規定に基づき、収支計算書又

は損益計算書において、小規模保育事業を経営する事業に係る区分を設けること。

(3) 企業会計の基準による会計処理を行っている者は、第2号に定める区分ごとに、企業会計の基準による貸借対照表（流動資産及び流動負債のみを記載）、「家庭的保育事業等の認可等について」（平成26年12月12日雇児発1212第6号。以下「6号通知」という。）の別紙1の借入金明細書及び6号通知の別紙2の基本財産及びその他の固定資産（有形固定資産）の明細書を作成すること。

(4) 市長に対して、毎会計年度終了後3か月以内に、次に掲げる書類に、小規模保育事業を経営する事業に係る現況報告書を添えて提出すること。

ア 前会計年度末における貸借対照表、前会計年度の収支計算書又は損益計算書

イ 企業会計の基準による会計処理を行っている者は、第3号に定める貸借対照表、借入金明細書及び基本財産及びその他の固定資産（有形固定資産）の明細書

（土地及び建物の自己所有等）

第26条 小規模保育事業の用に供する土地及び建物は、原則として、設置者がその所有権を有するものとする。ただし、国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けている場合又は待機児童の解消等の課題に対し、本市が整備募集を行い、「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」（平成16年5月24日雇児発第0524002号社援発第0524008号）により、不動産の貸与を受けた事業所として認可された場合はこの限りでない。

（財産処分）

第27条 国、鹿児島県及び本市から補助を受けた施設又は設備を譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊すこと等（以下「財産処分」という。）を行おうとする者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）等の規定に基づき、国の承認に基づいた市長の承認を得るものとする。この場合において、財産処分の承認を受けようとする者は、施設整備等に財産処分が含まれる場合は整備対象施設として決定を受ける1か月前までに、その他の場合は処分予定日の4か月前までに鹿児島市補助金等交付規則（平成9年規則第10号）第23条の規定に基づき、必要な書類を添えて、市長に財産処分の承認の申請をするものとする。

（その他）

第28条 事業者は、関係法令、関係通知、認可基準条例、確認基準条例、この要綱、事業者選定時の募集要領等（以下「基準等」という。）に定める事項に基づき小規模保育事業を運営し、利用児童にとっての最善の利益が図られるよう設備及び運営の基準の維持向上に努めるとともに、各種補助金等の活用に当たっては、鹿児島市補助金等交付規則、基準等その他関係規定を遵守するものとする。

付 則

この要綱は、令和7年6月18日から施行する。